

令和2年4月6日

保護者各位

小松市立日末小学校
校長 三部 秀美

厚生労働省からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組に、ご理解ご協力をいただき、まことにありがとうございます。文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 厚生労働省雇用環境・均等局 就業子育て世代支援対策室より、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）の創設」に係る小学校等の保護者に向けた周知のお願いがありましたので、おしらせします。

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間における子どもへの対応等については、既に各地域、設置者及び学校において様々な取組を行っていただいているものと承知しています。

この度、新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策一第2弾一」が決定されました。厚生労働省においては、この緊急対応策に基づき、新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となったことにより、仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもの健康、安全を確保するための対策を講じるため、「委託を受けて個人で仕事をする方」（個人で事業を営む子どもの保護者）向けの新たな支援を行うこととしました。

新たな支援については、小学校等の臨時休業等に伴い、就業することを予定されていた仕事ができなくなった場合に、一定の要件を満たす「委託を受けて個人で仕事をする方」（子どもの保護者）に、就業できなかった日について1日当たり定額（4,100円）を支給するものです。この支援金については、令和2年3月18日に施行され、同日から「学校等休業助成金・支援金受付センター」において、申請書の受付を開始しています。

（参考）厚生労働省ホームページ

- ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等支援金
（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

※「学校等休業助成金・支援金受付センター」の申請窓口や必要書類等については、上記リンク先に掲載しています。

【連絡先】

厚生労働省雇用環境・均等局
就業子育て世代支援対策室

電話：03-5253-1111（内7929）